

住民監査請求（地域活動協議会補助金〔生野区〕3）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成30年12月14日に提出された住民監査請求について、平成31年2月7日に請求人（4人）に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月6日決定）

1 請求の要旨

生野区Aまちづくり協議会（以下「A協議会」という。）に交付された平成29年度補助金1,458,600円のうち、ふれあい喫茶事業に150,000円が充当されているが、同事業には売上金123,950円が計上されており、150,000円の補助金は必要ない。監査委員に対して、市長に対し本市職員らの違法不当な行為により支出された公金の返還を求めるなど必要な措置を講じるよう求める。

2 監査の結果（棄却）

（1）監査委員の判断の要旨

本件請求では、A協議会から平成29年度補助金に係る実績報告書及びその添付書類の提出を受けた本市職員が実績報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等を適正に行わず、また、事務処理要領（以下「要領」という。）に基づき、当該売上をA協議会の自主財源として取り扱えるような目的に活用されるものであるかどうかの確認、A協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認及び当該売上が充当される活動内容の確認を適正に行わずに交付すべき補助金の額を確定した場合は、違法不当な公金の支出に当たる場合があるというべきである。

生野区は、当該事業の補助金額の確定にあたり、交付要綱等の規定に適合しているものであることを、実績報告書及び領収書等により確認等した旨説明しており、また、要領に基づくA協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認として、地活協の活動計画書・報告書、収支予算書・決算書などの整備状況について、当該資料の入手や現地調査により、地域住民にきちんと説明責任を果たしている内容になっていると判断している。さらに、要領に基づく当該利益を充当する活動内容の確認として、本件請求提出後のA協議会理事長への聞き取りにより、調理器具などの修繕費に充当する予定である旨の説明を受け、積み立てを行っている通帳を閲覧するなどにより、当該売上が、要領に定められた目的に反しないと判断し、自主財源として認めている。加えて、平成28年度補助金に係る返還金及び加算金が生じたことについて、返還の対象となった補助金は、補助対象事業として申請していた防犯灯維持管理事業等に充当されていなかったため、返還に至ったものの、A協議会の他の事業に充当されていることを生野区は確認している。

従って、この返還の対象となった補助金は、個人還元など不適正な充当はされておらず、A協議会の各種事業に充当されていると考えられることから、ふれあい喫茶事業の売上の積立額からこれら返還金等を支出することが、要領に定められた自主財源として活用できる目的に反するとまではいえない。

これらから、生野区が、当該事業に係る売上金について、交付要綱や要領の規定に適合しているものであることの確認を行わずに違法不当に補助金額の確定を行っているとはいえず、請求人が主張するような当該事業に係る売上金相当の過大な補助金支出を行っているとは認められず、本市職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。

（2）意見の要旨

地活協の認定要件を満たしていることの確認において、A協議会の平成29年度収支決算書には、売上金の積立残高が繰越金に計上されておらず、平成28年度補助金の返還金等を当該積立金から支出した内容が反映されていなかったことから、生野区による確認が十分ではなかったと言わざるを得ず、また、当該利益を充当する活動内容の確認が、理事長への聞き取りのみとしている点についても、十分な確認とはいえない。

生野区においては、地活協補助金の適正な執行のため、補助対象事業において利益が発生している場合には、その活用状況についてより厳密な確認を行うよう改められたい。

一方で、要領では、補助対象事業で得られた利益については、補助金の趣旨から見れば本来は区役所に返還すべきところ、例外的に新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充等の目的で活用する場合に限り、地活協の自主財源として扱い、翌年度の事業にも活用できるとされているが、これらの目的に沿った事業等の内容が具体的に示されておらず、厳密な確認を行う上においては不十分なものと考えられる。また、同要領では、当該利益が充当された活動内容は、資料又は地活協の役員等への聞き取り等により確認することとされており、事実関係を正確に確認できない場合が発生する可能性がある。

これらのことから、要領を作成した市民局とも協議し、要領等において、地活協の利益が活用できる目的について具体的に規定するとともに、当該利益が充当された活動内容の確認は、その事実がより正確に確認できるような確認方法を規定するなど、本市の説明責任が果たせるものとされたい。